

南房総市中継施設整備及び運営事業  
入札説明書等に対する質問への回答

令和6年10月  
南房総市

■入札説明書に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	1	I			定義	一般持込エリアは資源化施設の一部であるとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	4	II	1	(6) オ (ア) イ) ④	管理運営業務	「④可燃ごみ中継施設の物品・用役調達業務」とありますが、用役調達は貴市が行い、可燃ごみ中継施設使用量を弊社負担と考えてよろしいでしょうか。	可燃ごみ中継施設（資源化施設に破砕機を設置する場合は、破砕機分を含む）の物品・用役の調達は、事業者にて行います。 なお、用役のうち「電気」、「水道」に係る可燃ごみ中継施設の使用相当分を本市が事業者に請求します。「電気」「水道」の事業者の調達先が本市になるとご理解ください。
3	4	II	1	(6) オ	事業の対象となる業務範囲	(ア) 事業者が行う業務 イ) ⑦の警備等において、対象範囲は可燃ごみ中継施設のみであり、当該部以外は貴市の業務範囲との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、警備会社との契約は本市で可燃ごみ中継施設を含め一体で実施する方針であり、可燃ごみ中継施設に関連する警備会社からの連絡があった場合は、市より事業者に連絡をしますので、必要な対応を実施してください。
4	4	II	1	(6) オ (イ) イ) ③ ～⑦	管理運営に関する業務	③～⑦の「資源化施設の…」は⑩と同様に「可燃ごみ中継施設以外の…」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	9	III	2	(2) ケ (エ)	入札書類	「なお、②入札書…別途入札参加者に提出日を通知する。」とありますが、入札書類提出期限の12月13日以降との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ②入札書（第9号様式）及び③入札価格内訳書（第10号様式）については、別途入札参加者に提出日を通知します。
6	9	III	2	コ	提案書作成要領	添付資料を添付してもよろしいでしょうか。添付資料の様式、枚数制限はありますか。	添付資料の添付を可とします。なお、様式はコ提案書作成要領に準じることとし、提案書のどの様式に対応する添付資料かが判別しやすいようインデックスを付すなどしてください。特に枚数の制限はありませんが必要最小限とし、添付資料そのものは評価の対象とならないことに留意してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
7	25			表3	委託料D	運搬業務委託費 委託料Dにおいて人件費が変動費となっておりますが、大幅なごみ量増減がない限り、運転人員が増減することはありません。そのため、人件費を固定費とし、その他の費用を変動費として計上することへ変更いただけないでしょうか。	入札説明書の記載のとおりとします。
8	25	2	(2)	表3	委託料D(運搬業務費)	委託料Dの入札価格の算定にあたり、要求水準書(設計建設業務編)P40に示す計画ごみ量(災害時の片付けごみを除く)×提案単価(円/t)とありますが、可燃ごみの計画ごみ量は「11,640 t/年」を基準値としていますが、今後20年間の人口減少に伴い可燃ごみの排出量の減少は考慮されておりますでしょうか。	委託料Dの入札価格の算定にあたっては、可燃ごみの計画ごみ量は「11,640t/年」を基準値としています。今後20年間の人口減少および可燃ごみの排出量の減少を想定しています。
9	27	4	(1)	2)表4	委託料D(運搬業務費)	No.2に記載の可燃ごみの計画ごみ量は「11,640 t/年」を基準値についても改定の対象としていただき、基準値と実績値で増減があった場合は、変動費単価を見直すことを検討いただけないでしょうか。	入札説明書の記載のとおりとします。

■要求水準書（設計建設業務編）に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	2	第1章	第2節	6.(6). 4)	排水	「生活系排水：浄化槽での処理後、放流」とありますが、放流先は雨水と同じ市道検儀谷2号線道路側溝と考えてよろしいでしょうか。また、防災調整池を経由してもよろしいでしょうか。	生活系排水は、浄化槽での処理後、市道検儀谷2号線の道路側溝への放流を可とします。防災調整池の容量設計等に生活系排水を見込む場合に限り、経由を可とします。
2	5	第1章	第3節	2	許認可申請	現状予定されている関係官庁への許認可申請をご教示願います。	本施設の設計・施工に係る許認可申請等は、費用負担も含めて事業者による実施を求めます。なお、開発行為、農地転用ともに、適用除外になると考えます。
3	9	第1章	第9節	3(2)	試運転及び運転指導に係る経費	建設事業者の費用負担範囲について、当該期間中の可燃ごみ中継施設から焼却施設へ搬送する経費も含まれるものとしますが、焼却施設で必要となる費用は貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。（ただし、焼却施設での計量や荷下ろしに伴う燃料費・人件費等は事業者の範囲とします。）
4	9	第1章	第9節	3(2)	試運転及び運転指導に係る経費	「…計量棟・資源化施設の運用も事業者の範囲…」とありますが、可燃ごみ中継施設以外の運用（人件費）は貴市範囲とし、当社は運転指導を実施すると考えてよろしいでしょうか。	試運転期間中は、要求水準書に示すとおり、可燃ごみ中継施設以外の運用（人件費含む）も事業者の範囲を基本としますが、詳細は本市と協議を行い決定するものとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
5	14	第1章	第7節	1.(2)	性能保証事項 表1-2性能保証項目	排水に関する規制値の記載がありませんが、生活系は認定品の浄化槽であれば測定の必要はなく、プラント系は再利用の用途に応じた基準を自主設定と考えてよろしいでしょうか。	表1-2に16「生活系排水」を追加します。なお、検儀谷地区は水質汚濁防止法施行令第4条の2の区域にあたるため、高度処理型合併処理浄化槽とする必要があります、以下の基準を遵守するものとしてください。 No. 16 試験項目：生活系排水 保証値： ①もしくは②を満たすこと。 ①放流水の総窒素濃度20mg/L以下もしくは総磷濃度1mg/L以下 ②放流水のBOD除去率97%以上かつ放流水のBOD 5mg/L以下（日間平均値） 試験方法： ①測定場所 本市の承諾を得ること。 ②測定回数 1回以上 ③測定方法 「水質汚濁防止法」による。  プラント系排水はご理解のとおりです。
6	17	第1章	第9節	1	事前調査	土対法に基づく土壌汚染調査は実施済みとの理解でよろしいでしょうか。	土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査は不要であることを千葉県に確認済みです。なお、一定の規模以上の土地の形質の変更届出書の届出は必要となります。
7	18	第1章	第10節	1(6)	本施設の設計業務	防災評定、構造評定は法律上不要であれば、実施不要との理解でよろしいでしょうか。	法律上不要である場合は、ご理解のとおりです。
8	25	第1章	第11節	7(2)	地中障害物	「地中障害物の…処分すること。」とありますが、提供を受けている資料・情報から読み取れない地中障害物は、費用および工期について別途協議していただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	大規模かつ、提供資料・情報から予見が困難であったことを事業者が証明し、本市が認める場合に限り、ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
9	27	第1章	第11節	7 (12)	作業日及び作業時間	貴市と協議のうえ、必要に応じて土、日、祝日及び17時以降に工事を実施してもよろしいでしょうか。	要求水準書に示しますように、作業日及び作業時間は労働基準法等の関係法令に準じることとします。 そのため、関係法令を遵守し、市と協議の上で土、日、祝日及び17時以降の作業は可能です。
10	33	第2章	第1節	1 (2) 3	防災調整池	防災調整池の最終排出先が市道検儀谷道路側溝となっておりますが敷地有効利用の観点から埋設型とした場合、レベルが既存側溝より下がった場合、他の放流先はありますでしょうか。	現時点で、市道検儀谷2号線の道路側溝以外の放流先の想定はございません。
11	33	第2章	第1節	1 (2) 5	搬入道路接続工事	搬入道路接続工事に際し、歩道の切り下げ工事以外の内容が発生した場合には工期および費用に関しては、別途協議いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	歩道の切り下げ工事に係る工事、調整及び安全対策等を除き、別途工事が発生した場合は、ご理解のとおりです。
12	33	第3章	第2節	1 (2) 6	耐震性能	記載されている耐震基準に対し別添資料『南房総市可燃ごみ中継施設等整備に係る生活環境影響調査書』のP15の耐震性能の基準数値と相違がありますが、本資料の数値を正としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	34	第2章	第3節	1 (1)	受入条件	受付日と運搬日は同じでなくても問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	新たな焼却施設の受入条件を踏まえ、本施設の運転及び周辺環境への影響が最小限となるよう努めた上でご理解のとおりです。
14	34	第2章	第3節	1 (1)	受入条件	生活系持込の受入対応は貴市の業務範囲となると考えてよろしいでしょうか。	生活系持込の受入対応は本市の範囲としますが、日曜（隔週）を含む資源化施設での受入に伴う設計建設面での悪臭対策等をご提案ください。 また、要求水準書に示しますように、生活系持込者が誤って可燃ごみ中継施設に搬入した場合には、安全に配慮した誘導・補助、次回以降の正しい搬入先の説明をお願いします。
15	3 4	第2章	第1節	1 (2) 8)	全体計画	本施設計画地の周辺地域と貴市で近隣協定などはありますでしょうか。もしあれば、協定内容をご教示願います。	現時点で周辺地域と本市での近隣協定はございません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
16	3 5	第2章	第2節	1 (7)	施設配置	資源化施設から可燃ごみ中継施設に搬入する可燃残渣の計量は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	4 1	第2章	第4節	2 (1) 2)	搬入出車両	一般持込車両は最大何tの平ボディ車が来る可能性があるかご教示願います。	4t平ボディ車で想定ください。
18	4 6	第2章	第6節	2.(5).2 )	排水対策 雨水排水	「雨水排水側溝には、油水分離機能を設けること」とありますが、防災調整池への排水口1か所でまとめて処理する考えでもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
19	4 9	第3章	第2節	1 (4) 5)	計量機	生活系収集・事業系許可車両は同じ車両で別種のごみを搬入することはありますでしょうか。	同じ車両で別種のごみを搬入することはございません。
20	4 9	第3章	第2節	1 (4) 5)	計量機	混載車は一般持込車両のみと考えてよろしいでしょうか。	一般持込車両以外も、混載車でのごみが想定されます。
21	50	第3章	第2節	1 9)	計量機	「停電等にも…接続すること。」とありますが、何分間の停電を想定すればよいでしょうか。また、「対応」とは、安全に停止できるとの理解でよろしいでしょうか。	具体の停電の継続時間は貴社の実績に基づき、設定してください。停電時にも停電までに蓄積されたデータの破損等がないような対策をご提案ください。
22	50	第3章	第2節	1 14)	計量機	「無人でも…設置すること。」とありますが、「不正搬入」とは具体的にどのような搬入状況を指しているのでしょうか。	計量システムについて、無人対応を提案される場合は、処理困難物の搬入を監視できるシステムをご提案ください。
23	50	第3章	第2節	2(4)3)	塩害地域	当該敷地は海沿いより1km以上内陸にございます。鋼製建具については塩害の影響を受けにくいと考えます。対策の実施有無に関しては、事業者からの提案で問題ないと考えてよろしいでしょうか。	本市との協議の上、本施設の長期的な使用に問題が無いと判断した場合は、ご理解のとおりです。なお、当該敷地は内陸ですが、強風により霧のような潮風の影響がありますので、考慮した上で、ご提案ください。
24	52	第3章	第3節	2 (4) 3)	ごみ供給・搬送装置	インバータによる可変速制御方式とありますが、速度調整が可能であれば、インバータによるものでなくてもよろしいでしょうか。	安定的なごみの供給・搬送等において支障がない場合に限り、提案を可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
25	60	第3章	第7節	1	環境集じん器（バグフィルタ）	規制値を満足できればロールフィルタでもよろしいでしょうか。	性能が確保できる場合において、提案を可とします。
26	65	第3章	第9節	1.(1)	排水処理設備 槽類悪臭対策	「槽類には悪臭対策として蓋を設けること」とありますが、必要に応じて設置するとの理解でよろしいでしょうか。	悪臭の懸念が無い箇所に限り提案を可とし、本市との協議により決定するものとします。
27	73	第3章	第10節	12 (1)	直流電源装置	本施設において、全停電時はキュービクルの操作、監視することはありません。また、非常灯などはバッテリー式、監視用PCについてはUPS（無停電電源装置）を備えていますので、直流電源装置は設置不要としてよろしいでしょうか。	無停電電源装置が必要な容量を確保できる場合に限り、提案を可とします。
28	74	第3章	第10節	12 (2)	交流無停電電源装置	本施設で計画する無停電電源装置は数kVAの小容量のものとなります。汎用性の高い市販のパッケージタイプのUPSを採用させて頂いてもよろしいでしょうか。	必要な容量を確保できる場合に限り、提案を可とします。
29	77	第3章	第11節	4 (1) 2)	プロセス制御ステーション	プロセス制御ステーションとは何をするための装置でしょうか。当社施工の中継施設では設置実績がありません。	プロセス制御ステーションは、計装制御・監視システムとなります。分散型自動制御システム（DCSもしくはPC-PLC）の提案内容により、必要に応じて設置ください。
30	77	第3章	第11節	4 (1) 3)	帳票用パソコン	帳票用パソコンは運用可能であれば、オペレーターコンソールと兼用してもよろしいでしょうか。	帳票用パソコンとオペレーターコンソールは、帳票用と監視用として機能を分けるため、別途設置としてください。
31	78	第3章	第11節	4 (2)	事務室用パソコン及びプリンタ	事務室用パソコン及びプリンタは運用可能であれば、オペレーターコンソール及び4)のプリンタと兼用してもよろしいでしょうか。	本設備は、本市事務室用となりますので、兼用を不可とします。 なお、計量棟には受付及び計量業務に必要な機器として、パソコン・プリンタを設けるほか、セキュリティの関係上、計量棟と可燃ごみ中継施設のインターネット回線は別としてください。



No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
32	78	第3章	第12節	7	機器搬出設備	運用上問題無ければ不要としてもよろしいでしょうか。	資源化施設の本市委託事業者との協議の上、不要となった場合はご理解のとおりです。
33	81	第4章	第1節	1(1)	造成工事	建設予定地に搬入済みの約6,000m <sup>3</sup> の土砂を有効利用について、対象土の土質試験をご教示願います。	要求水準書別紙11「建設予定地搬入済土砂の土質調査結果(別紙11の1の全量及び別紙11の2の一部が対象)」をご参照ください。
34	85	第4章	第2節	2(1)⑤	基本方針	「採光に配慮し、…を設けること。」とありますが、トップライトはプラットホーム作業員の熱中症に繋がるリスクがあり、近年では当社は採用を控えております。採光に配慮出来れば、壁面設置のみとしてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、資源化施設においては要求水準書のとおりとします。
35	88	第4章	第2節	3(2)4)	基礎構造	基礎構造の設計は大地震時の検討も行うことと記載がありますが、杭の大地震時の検討の解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	95	第4章	第4節	2(5)	照明コンセント設備工事	「外灯はポール型照明とし、自動点滅式とすること。」とありますが、必要に応じて工場棟壁面・庇・外構壁等に取り付けるブラケットタイプとしてもよろしいでしょうか。	使用者の安全性に配慮した上で、提案を可とします。 なお、要求水準書に示すとおり、隣接する市道の照度確保が可能なものとしてください。
37					ポンプアクセス道路	建築建屋計画の際、ポンプアクセス道路は工事完了後も残るという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38					新施設搬入出口設置位置、新規雨水管	別紙2の新施設搬入出口設置位置の直下に新規雨水管がございます。搬入出口と干渉する場合、敷地内の雨水計画とは分離し、迂回または補強させるという事でよろしいでしょうか。	別紙2に新施設搬入出口設置位置は示しておりません。ご提案の搬出口と干渉する場合は、ご理解のとおりです。

■要求水準書（管理運営業務編）に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	2	第1章	第3節	4	一般廃棄物処理実施計画の遵守	一般廃棄物処理実施計画をご提示願います。	令和6年度の南房総市の一般廃棄物処理実施計画を別添資料に示します。
2	4	第1章	第3節	13	災害発生時の協力	本項の場合、追加人員や稼働時間の延長、稼働日の追加などが発生した場合は、変動費以外に固定費（主に人件費）についても精算していただけるとの認識でよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおり、災害廃棄物の処理に係る費用は変動費での支払いとします。災害廃棄物処理の対応により、通常発生しない作業（別途の手選別等）の発生や人員増の必要が生じた場合においては、本市と協議するものとします。
3	7	第1章	第4節	5 (1) 2)	本施設の性能に関する条件	事業期間終了時点で20年経過していることから、10年以上支障がない状態とは、引き渡した後も機器の更新等を含めた適正な運営管理を行っていたことを前提として、支障がない状態との理解でよろしいでしょうか。	本事業期間20年間で実施するような維持管理業務を実施した上で、事業期間終了後10年間に大規模な機器更新等がない場合でも、要求水準書に示す性能を満たす施設としてください。
4	11	第3章	第2節	(4)	搬入管理	搬入検査の対象は許可業者（事業系）との理解でよろしいでしょうか。また、その場合は、トラブル防止のためにも、各業者へ展開検査の実施（実施日は未定）について周知頂いているとの理解でよろしいでしょうか。また実施頻度をご教示ください。	搬入検査の対象はご理解のとおりです。現在でも展開検査を実施しており、特段の周知等は不要と考えています。実施頻度は要求水準書に示しますように月1回以上の実施とします。
5	11	第3章	第2節		搬入管理	粗大ごみ破砕機を資源化施設に配置する場合には、破砕エリアへの粗大ごみの搬入・運搬は貴市の業務範囲であり、破砕機・破砕用重機の運転、破砕物の中継施設棟への運搬を事業者が実施すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	11	第3章	第2節		搬入管理	粗大ごみ破砕機を資源化施設に配置する場合には、破砕機の運営に係る電気料金等の用役費、維持間管理が事業者の業務範囲になると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	18	第6章		1	物品・溶液の調達・監理	「…計量棟・資源化施設に係る電気使用量、水道使用量輪は本市が負担する。」とありますが、可燃ごみ中継施設以外の全てが貴市範囲と考えてよろしいでしょうか。	可燃ごみ中継施設（資源化施設に破砕機を設置する場合は、破砕機分を含む）以外が市の範囲となります。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
8	18	第7章		2	運搬業務の条件	運搬計画を行うにあたり運搬ルート及び搬入先受入条件など現時点で考慮すべき事項があればご教示願います。	現時点で要求水準書に示す以上の条件はございません。
9	19	第7章		1	運搬方法と運搬先	表4 搬入先 に日時の記載がありますが、搬入に際しての制約（時間や搬入台数等）があるかご教示ください。	搬入時間は要求水準書に示すとおりです。現時点で搬入台数に対する制約はございません。
10	22	第9章	第5節	(1)	見学者対応	本施設において、小学校の郊外活動等による集団施設見学は実施はないものと考えてよろしいでしょうか。	小学校の校外活動等による集団施設見学の実施はあるものと想定ください。 設計建設においては、環境啓発設備の設置等は不要ですが、安全な集団施設見学到に配慮した対策をご提案ください。運営は、要求水準書に示しますように、市からの要請があった場合の協力をお願いします。

■様式集に対する質問への回答

No.	頁	様式番号	大項目	中項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1		第14-1-5号様式				運搬業務委託費 委託料Dにおいて人件費が変動費となっておりますが、大幅なごみ量増減がない限り、運転人員が増減することはありません。そのため、人件費を固定費とし、その他の費用を変動費として計上することへ変更いただけないでしょうか。	入札説明書に対する質問回答のNo.7を参照ください。
2		第14-1-6-②号様式				SPCを設立しない際には、支出を記載することが困難です。現在、想定されている記載内容をご教示願います。	収入である委託料A～Dのそれぞれの費用又は発注額の内訳を記載してください。